

## 重要土地等規制法案に反対する弁護団声明

警視庁機動隊沖縄への派遣は違法住民訴訟弁護団・原告団

- 1 今国会で「重要土地等規制法案」（以下「本法案」という。）6月1日に衆議院本会議で可決され、参議院にて審議が始められている。しかし、以下に述べる通り、本法案には看過しがたい不当な点が多くみられ、警視庁機動隊沖縄への派遣は違法住民訴訟弁護団・原告団は、本法案の審議、成立に向けた国会の動きに断固として反対する。
- 2 本法案は、内閣総理大臣が閣議決定した基本方針に基づき、「重要施設」の敷地の周囲一キロメートル及び国境離島等の区域内に「注視区域」「特別注視区域」を指定することを可能とするものである。そして、当該区域内にある土地建物の利用に関して、調査・規制を行うことができるとしている。
- 3 しかし、本法案の規定する「重要施設」には自衛隊等の施設のほかに「生活関連施設」を含めており、何がこれに当たるか否かは政府が政令で定めることができるとしている。また、本法案は、注視区域内の土地建物の利用者等に関する情報を地方公共団体の長に対して提供することを求めることができるとしている。さらに、本法案は、注視区域内の土地・建物の利用者等に対して、当該土地の利用に関し報告又は資料の提出を求めることを可能とし、拒否した場合には罰金を科すとしている。これに加えて、内閣総理大臣は、注視区域内で土地建物の利用方法が重要施設の機能を害する行為になりえると判断した場合、罰則による担保の下で勧告・命令によって土地建物の利用を制限することができるとしている。
- 4 我々が取り組んでいる本訴訟では、警視庁ら機動隊が行った、抗議参加者が高江のヘリパッド建設資材搬入口に設置したテント及び車両の強制撤去につき、2019年2月16日の東京地裁第1審判決で「看過しがたい疑問が残るものといわざるをえない」と判断され、現在東京高裁で係属中の控訴審でも、「法的な根拠がない強制撤去を行うための派遣決定は違法ではないのか」が最大の争点となっている。ところが、本法案が可決されるようなことになれば、米軍基地建設に反対するこれらの住民の行動は、広く「基地機能を阻害する行為」とされ、強制撤去はおろか、それに抵抗した住民に対する2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はその両方が課せられる恐れが強い。

本法案は、高江等沖縄で、非暴力で行われている基地反対運動を弾圧するためのものと言っても過言ではない。
- 5 我々は、沖縄県で非暴力によって米軍基地による被害に抵抗している市民に連帯し、我が国の警察活動の違法を正すために本訴訟に取り組んでおり、弾圧的に運用される蓋然性が高い本法案の成立を看過することは断じてできない。

本法案の審議、成立に向けた国会の動きに断固として反対する。

2021年6月11日